

深川市建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成25年 7月 1日 市長決裁
令和 2年 1月17日 改正
令和 3年11月11日 改正
令和 6年 1月26日 本実施

(目的)

第1条 この要領は、深川市建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(令3・一部改正)

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、実質的に現場が稼動していない次に掲げる期間においては、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (3) 工事を中止する期間が、設計図書又は打合せ記録等の書面により明確になっている期間
- (4) 次条の現場代理人の兼任を認める工事における他方の工事現場にいる期間又は発注者との打合せの期間
- (5) 前各号以外の期間で、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任を認める要件)

第3条 現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であって、次に掲げる要件を全て満たす場合には、2件の工事について現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 深川市（水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計を含む。）が発注する1件の請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事であること。
- (2) 同一工種の工事であること。
- 2 前項の場合において、請負代金額が500万円未満の工事のみの場合は、3件まで兼任を認めるものとする。
- 3 兼任後に生じた設計変更により、請負代金額が第1項第1号又は前項で定めた金額を上回った場合であっても、既に兼任中の工事に係る現場代理人の変更は要しない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項により、密接な関係のある工事であつて、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、2件の工事について現場代理人の兼任を認めるものとする。

(令2・一部改正、令3・一部改正)

(兼任の手続き)

第4条 現場代理人の兼任を行おうとする受注者は、契約締結後に現場代理人兼任承認申請書（別記様式第1号）に必要事項を記載のうえ、市長に承認申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請について現場代理人の兼任を認めることが適当であると判断した場合は、現場代理人兼任承認通知書（別記様式第2号）により承認通知を行うものとする。

（契約変更時の取扱い）

第5条 現場代理人の兼任を認めた工事において、契約変更により請負代金額が、第3条に規定する金額以上となった場合においても、引続き兼任を認めるものとする。

（安全管理等）

第6条 受注者は、現場代理人を兼任させたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

（兼任の取消し等）

第7条 市長は、現場代理人を兼任することにより現場の施工管理体制に不備が生じ、又は不良な工事が行われる恐れが生じたときは、当該現場代理人兼任の承認を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により、現場代理人の兼任を取り消したときは、現場代理人兼任取消通知書（別記様式第3号）により取消通知を行うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月1日以降に公告又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月17日から施行し、令和2年2月1日以後に公告又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月11日から施行し、令和3年8月1日締結の契約から適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月26日から施行し、令和6年2月1日以後に公告又は見積依頼を行う工事から適用する。

現場代理人兼任承認申請書

年 月 日

深川市長 様

(受注者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記工事について、現場代理人を兼任させたいので承認申請します。

記

工事1（配置予定現場代理人が現在従事している工事）

工事名	
工事現場	
工期	年 月 日 から 年 月 日
請負金額	
配置予定現場代理人	(氏名) (生年月日) 年 月 日
発注担当部課	部 課

工事2

上記（工事1）の現場代理人を兼任配置したい工事/工事1と関連があると認められる第3条第3項の工事

工事名	
工事現場	
工期	年 月 日 から 年 月 日
請負金額	
発注担当部課	部 課

工事3

上記（工事1）の現場代理人を兼任配置したい工事

工事名	
工事現場	
工期	年 月 日 から 年 月 日
請負金額	
発注担当部課	部 課

年 月 日

（受注者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

深川市長

印

現場代理人兼任承認通知書

年 月 日付で届出のあった下記の工事の現場代理人の兼任配置について申請を承認します。

なお、工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期すものとし、万一施工が不適切と判断したときは、兼務の取消しを行うことがあります。

記

工事1

工事名	
工事現場	
工期	年 月 日 から 年 月 日
請負金額	
配置予定現場代理人	(氏名) (生年月日) 年 月 日
発注担当部課	部 課

工事2

工事名	
工事現場	
工期	年 月 日 から 年 月 日
請負金額	
発注担当部課	部 課

工事3

工事名	
工事現場	
工期	年 月 日 から 年 月 日
請負金額	
発注担当部課	部 課

年 月 日

（受注者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

深川市長

㊟

現場代理人兼任取消通知書

年 月 日付で承認した現場代理人の兼任配置について、下記の理由により、兼任の承認を取り消します。

なお、承認取消しに伴い必要となる措置を速やかに講じてください。

記

1 兼任の承認を取り消す理由